

令和6年10月28日

福岡県経営者協会
会長 倉富 純男 殿

長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた 取組に関する要請書

日頃より、労働行政の推進に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、長時間労働の削減や賃金不払残業の解消、年次有給休暇の取得促進のためには、単に法令を遵守するだけではなく、長時間労働が生じている職場においては、人員の増員や業務量の見直し、マネジメントの在り方及び企業文化や職場風土等を見直していくことが必要であり、これまでの働き方を改め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方ができる職場環境づくりを進める必要があります。

過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）において、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等防止のための集中的な啓発も行うこととされています。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により、時間外労働の上限規制が罰則付きで規定され、平成31年4月1日（中小企業は令和2年4月1日）から適用されていますが、これまで猶予されていた建設事業、自動車運転の業務、医師等についても令和6年4月1日から上限規制が適用されています。

加えて、下請等中小事業者においては、負担を伴う短納期発注や発注内容の頻繁な変更などの「しわ寄せ」や、労務費、原材料費、エネルギーコスト上昇分が適切に反映されずに取引価格が据え置かれている等の問題が懸念されるところです。

このようなことから、福岡労働局としては、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進するため、昨年を引き続き、10月を「年次有給休暇取得促進期間」、11月を「過重労働解消キャンペーン」

期間と定め、集中的な周知啓発等を行うこととしています。

併せて、各事業者におかれましては、経営トップによるメッセージの発信や、勤務間インターバル制度、フレックスタイム制、テレワークなどの導入、ノー残業デーの設定、年次有給休暇の計画的付与制度による連休の実現（プラスワン休暇）等各々の企業の実情に応じた取組を着実に行っていただくことも重要と考えます。

また、本年4月1日から時間外労働の上限規制が適用された建設事業、自動車運転の業務においては、各事業者が発注者及び荷主として、長時間労働の背景として挙げられている取引慣行上の課題解消に有効な対策を講じていただくことが求められています。建設工事の発注者となる場合には週休2日を確保することに配慮した適正な工期設定となるよう考慮すること、また荷主となる場合には、入庫時刻の予約など荷物の積み下ろしに関する予約受付システムの導入、パレット等の活用、十分な納品リードタイムの確保、運送を考慮した出荷時刻の設定などの長時間の恒常的な荷待ちを発生させないための取組を進めていただくこと等が必要とされています。

貴団体におかれましては、これまでも、働き方改革に関する周知啓発に格別の御協力を賜ってきたところですが、本年度におきましても、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対する周知啓発に向けての御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

福岡労働局長 小野寺徳子

